

令和8年度（2026年度）採用 函館市会計年度任用職員 採用試験案内

障がい者を対象とした
一般事務職

函館市総務部人事課

受付期間
12月1日(月)～12月11日(木)
(原則インターネットのみの受付)

第1次試験
・テストセンター方式
12月18日(木)
～12月26日(金)

障がいのある方を対象とした函館市会計年度任用職員の採用試験を次のとおり行います。

※基本報酬月額、市の例規に基づき、公務経験を考慮して決定します。

1 募集業務および勤務条件等

募集業務	一般事務職（パートタイム 障がい者）
受験資格	以下のいずれかの手帳の交付を受けている方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ※ 受付期間中に手帳の新規申請・更新申請をしている方は、申込できません。
採用予定人数	6名程度
勤務箇所	市役所本庁舎（東雲町4-13）などを予定 ※障がいの内容やその程度等に応じて部署配置を検討するため、市役所本庁舎以外の施設となる場合があります。
業務内容	文書の整理、封入・発送業務、集計作業、データ処理等の事務補助業務
勤務時間	月～金の午前8時45分～午後5時30分の時間内で、週30時間の勤務となります。
報酬月額	145,548円～204,309円 ※1 公務経験により異なります。 ※2 条例の改正（公務員の給与改定）により、金額の範囲は変更となる可能性があります。
通勤手当	通勤距離など一定の要件を満たす場合に支給されます。
期末手当	勤続期間によりますが、年間で最大2.5月分支給される見込みです。 ※条例等の改正により、支給割合等の条件は変更となる場合があります。
勤勉手当	勤務成績によりますが、年間で最大2.1月分支給される見込みです。 ※条例等の改正により、支給割合等の条件は変更となる場合があります。
時間外手当等	公務上必要な場合には、時間外勤務または休日等に勤務を命ずることがあります。 この場合は、時間外勤務手当（またはこれに相当する報酬）の支給等があります。
退職手当	支給はありません。

- 保険適用
法令の定めるところにより、社会保険（厚生年金）、共済組合（短期組合員）、労災保険および雇用保険の適用があります。
- 任用期間
任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1会計年度です。
なお、次年度以降も同一の職（業務）が設置される場合には、勤務実績に基づく人事評価の結果を考慮して、再度の任用（最大で4回まで）を行う場合がありますが、次年度以降に事務事業の見直し等により、職や業務そのものが廃止されたことになった場合には、勤務実績が良好であっても、再度の任用は行いません。
- 繰り上げ合格について
試験の合格者から辞退者が発生した場合、受験者の中から成績に応じて繰り上げ合格となる可能性があります。

●申込みにあたっての注意事項

1. 国籍は問いません。ただし、就労が制限されている在留資格の者の受験は認めません。
2. 他の函館市会計年度任用職員採用試験との併願はできません。
また、一度申込みを受け付けた後は、申込みを取り下げることができません。
3. 試験申込みにあたっての提出書類等は一切返却しません。
4. 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 函館市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

2 試験の方法および内容

試験	方法および内容	日程
第1次試験 «テストセンター方式»	総合適性検査（職務遂行のための基礎的な能力に関する択一式の試験）	12月18日（木） ～12月26日（金）
第2次試験	面接試験 （面接試験による人物評価）	1月下旬 （予定）

※ 上記の日程は予定であり、変更となる場合があります。

第2次試験の日程等、詳細については、合格者に専用サイトのマイページを通じて通知しますので、必ず確認してください。

※ 試験内容については、上記に記載している以上の事柄はお教えできませんので、問い合わせはご遠慮ください。

3 第1次試験の日時、場所および合格発表

第1次試験 «テストセンター方式»	日時ほか	別紙2「テストセンター方式試験の受験方法」をご覧ください。
合格発表	時期	令和8年1月上旬～中旬予定（時期は変更となる場合があります。）
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ●合格者の受験番号を函館市総務部人事課のホームページに掲載 ホームページURL https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025112000036/ ●合格者には郵送により通知 ※合否について個別の問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

4 申込の方法および受付期間

必要書類	<p>次のいずれかの手帳の写し（専用サイトからデータにて提出）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 身体障害者手帳（氏名、障害名、身体障害者障害程度等級表による級別部分、次回認定年月日があればその部分）・ 療育手帳（氏名、障害の程度部分）・ 精神障害者保健福祉手帳（氏名、精神障害者障害程度等級、有効期限部分）
申込方法	<p>原則、インターネットにより申し込んでください。（申込方法詳細は別紙1「申込方法」のとおり）</p> <p>※インターネットによる申込ができない特別な事情のある場合は、函館市総務部人事課にお問い合わせください。（電話：0138-21-3667 平日8：45～17：30）</p> <p>なお、インターネットによる申込ができない場合の合格発表通知については、別途連絡します。</p> <p>※「メールアドレスがない」、「メールの見方がわからない」等の、ご自身の端末の問題や、操作方法、インターネット環境（通信環境）に起因する基本的小お問い合わせにはお答えできません。</p>
受付期間	<p>令和7年12月1日（月）8時45分から令和7年12月11日（木）17時30分まで</p> <p>※サーバーが混み合うことで申込に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。</p> <p>※受付期間中は、24時間いつでも申込ができますが、システムの保守点検や重大な障害等やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、システムの運用の停止や制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※上記のほか、使用される機器や通信回線上の障害、エントリーの失念等、申込に係る遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。</p>